

# 一般社団法人 日本臨床検査専門医会 定款施行細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は一般社団法人日本臨床検査専門医会（以下、「この法人」）の定款に基づく運用に際し、細部を規定するものとする。

### (変更・改定)

第2条 この細則の変更・改定は理事会が承認決定する。ただし、第3条の会費および第11条の役員の連続任期の変更・改定に関しては、社員総会で承認を受けるものとする。

## 第2章 会員に関する細則

### (会費)

第3条 正会員の年会費は10,000円とする。ただし4月1日現在満70歳以上の正会員は5,000円とする。

2 賛助会員の年会費は一口100,000円で一口以上とする。

### (名誉会員)

第4条 この法人に多大な貢献をした者で、社員総会で承認を受けたものについては、正会員から名誉会員へ会員種別を変更する。

2 正会員から名誉会員への会員種別の変更にあたっては、本人の承諾を得るものとする。

3 名誉会員は、終身称号とする。

### (有功会員)

第5条 有功会員とは、社員総会の承認を受けた正会員に対する称号であり、定款及び定款施行細則上は、正会員として扱うものとする。

### (異動の届出)

第6条 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合は、すみやかにその旨を書面にて、この法人に届出なければならない。

(休会)

第7条 会員は、次の場合に休会することができる。

(1) 留学又は休職の場合

(2) その他やむを得ない理由によりこの法人が認めた場合

2 休会の効力は、会員からの書面による届出により発生し、復会の届出により消滅する。

3 休会の期間は原則として、最長2年間とし、休会の期間が2年を超える場合には、その時点において書面による延長の届出を行うものとする。この場合において延長は1年毎に行うものとする。

4 2年を超えて休会延長の届出がなかった場合には、その日をもって退会の届出があったものとみなす。

5 休会者については、会費の納入を免除し、会誌の配布及び選挙権・被選挙権の行使を停止する。会計年度途中における休会及び復会の場合、当該年度の会費は免除されない。

(滞納会員における会誌等の停止)

第8条 会費を滞納している会員については、会誌の配布及び選挙権・被選挙権の行使を停止する。

### 第3章 役員候補者等の選出に関する細則

(役員を選任)

第9条 役員（理事、監事）は役員就任年度4月1日の年齢が満69歳以下の者とする。

2 役員（理事、監事）候補者を選挙等によって選出し、役員を社員総会で選任する。

(役員候補者の選出)

第10条 役員候補者は、次の各号に定める方法によって選出する。

(1) 選挙理事候補者（10名以内）は、正会員の中から正会員の無記名投票により選出する。

(2) 指名理事候補者（8名以内）は、理事長候補者または理事長からの指名

- により正会員の中から選出する。
- (3) 理事長候補者は、選出された選挙理事候補者の互選によって選出する。
  - (4) 副理事長（1名）及び常任理事（8名以内）は、理事長が選挙理事のうちから推薦し、理事会で選定する。
  - (5) 監事候補者は、正会員の中から正会員の無記名投票により選出する。
  - (6) その他役員候補者の選出に関し必要な事項は、別に定める。

（役員連続任期）

- 第11条 理事は、連続して4期を超えてその任に留まることはできない。
- 2 監事は、連続してその任に留まることはできない。
  - 3 理事長は、連続して2期を超えてその任に留まることはできない。

第4章 委員会に関する細則

（設置及び廃止）

- 第12条 定款に定める委員会の設置または廃止は、理事会の決議により行う。

（組織）

- 第13条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員会の委員長は、正会員の中から理事会の決議により選任し、理事長が委嘱する。
  - 3 委員は、正会員の中から理事会の決議により選任し、理事長が委嘱する。
  - 4 委員長は、委員会を統括する。

（任期）

- 第14条 委員長及び委員の任期は、2年とし、連続して4期を超えてその任に留まることはできない。

（委員会の招集・開催）

- 第15条 委員会は、委員長が招集し、開催する。
- 2 委員及び委員長は、電子メール等の通信手段での意見交換を適宜行う。

（規程の改定）

第 16 条 委員会に関する規程の改定は、理事会の承認を受けなければならない。

#### 第 5 章 会誌に関する細則

(配布)

第 17 条 この法人は、会誌を Laboratory and Clinical Practice (以下、Lab CP という。)と名付けて、年 2 回発行し、会員に配布する。

(発送停止)

第 18 条 会費を滞納している会員及び休会者には Lab CP の発送を停止する。停止した期間の Lab CP は会費を完納した場合でも受け取ることができない。

附則

- ・ この細則は、2022 年 1 月 1 日から適用する。ただし、第 3 条に定める会費については、2022 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度の年会費分から徴収するものとする。
- ・ 第 3 章第 11 条 2023 年 6 月 23 日改定
- ・ 第 1 章第 2 条および第 4 章第 14 条 2023 年 9 月 29 日改定